

議案第4号

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例案について
富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を改
正する条例案を、令和6年3月市議会定例会に提出することについて、富津市教育
委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第3号の規定
により、意見を求める。

令和6年2月9日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

提案理由

令和5年度に限り実施することとしていた富津市第3子以降学校給食費無償化事
業を令和6年度以降も継続して事業を実施するため、富津市学校給食費の管理に關
する条例の一部を改正する条例案について、富津市教育委員会行政組織規則第5条
第3号の規定により、意見を求めるものである。

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「附則第4項第1号及び第2号」を「第9条第1項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第3子以降の学校給食費の免除）

第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。

（1）住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

（2）住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

（2）学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合

（3）前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の富津市学校給食費の管理に関する条例第9条の規定に

による第3子以降の学校給食費の免除を受けるための申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(学校給食費の不徴収)	(学校給食費の不徴収)
第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の単属をいう。附則第4項第1号及び第2号において同じ。）に限る。）において同じ。）に係る学校給食費は、徴収しない。	第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の単属をいう。附則第4項第1項において同じ。）に限る。）において同じ。）に係る学校給食費は、徴収しない。 (遅延損害金)
第8条 学校給食費負担者は、第6条の規定による納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。	第8条 学校給食費負担者は、第6条の規定による納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。 2 前項の遅延損害金の額の計算及び減額又は免除については、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の例による。
第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受けける児童又は生徒（第3子以降の学校給食費の免除）	第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受けける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。 (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合 (2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であつて、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合
	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、

学校給食費の免除を行わない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

(学校給食費の減免) 110条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、規則で定めるとところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

(学校給食費の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めると認めるときは、規則で定めることにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

明治 74

附 則 第3子以降の学校給食費の減免の特例

4 市長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に限り、中学校又は中学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。

(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であつて、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

(2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であつて、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の減免を行わない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育

- 扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合
- (2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費
の全部の補助を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受け
ている場合

議案第5号

青堀小学校改築基本構想・基本計画を定めることについて

富津市教育委員会は、青堀小学校改築基本構想・基本計画を定めることについて、
富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第
7号の規定により、議決を求める。

令和6年2月9日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

提案理由

「富津市学校施設整備基本計画」に基づき、青堀小学校校舎等の改築事業を実施するに当たり、「富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会」による調査・検討を踏まえ、施設の規模や機能、建設計画及び配置計画に関する考え方を示すため、「青堀小学校改築基本構想・基本計画」を定めようとするものである。